

## ○国民健康保険税の軽減が受けられます

倒産・解雇などによる離職をされたかたや、雇止めなどによる離職をされたかたは、申請により国民健康保険税の軽減が受けられます。

### ●対象者 次の条件すべてを満たすかた

- ①雇用保険受給資格者証を交付されているかた
- ②離職日の時点で65歳未満のかた
- ③雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の理由コードが次のいずれかであるかた

	理由コード	例
特定受給資格者	11、12、21、22、31、32	会社の倒産、解雇などで離職したかた
特定理由離職者	23、33、34	雇止め、正当な自己都合で離職したかた

### ●申請

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ、税務課(⑦番窓口)で申請をしてください。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1461

## 軽自動車税の身体障害者減免が受けられます

軽自動車税は、4月1日現在に軽自動車やオートバイなどを所有しているかたに課税される、町の税金です。身体障害者のかたが通院などに使用する車両の軽自動車税は、障害の程度により減免される場合があります。減免を希望するかたは申請が必要です。

対 象	障害者のかた または 障害者と生計を一にする家族のかた
申 請 期 間	納税通知書が届いてから5月25日(月)までの間
受 付 場 所	役場 税務課(⑦番窓口)
申請に必要なもの	○印鑑 ○納税通知書 ○減免を申請する車両の自動車検査証 ○運転者の運転免許証 ○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(みどりの手帳)、 精神障害者保健福祉手帳 のいずれか

※すでに減免を受けているかたで申請内容に変更がない場合は、自動的に減免が継続されます。  
※障害者1名につき、通院などに使用する車両のいずれか1台が減免可能です。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1461